

新潟県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年7月18日

新潟県知事 米山 隆一

新潟県規則第35号

新潟県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 新潟県営住宅条例施行規則（昭和40年新潟県規則第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「移動後項」という。）に対応する同表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「移動前項」という。）が存在する場合には当該移動後項とし、移動後項に対応する移動前項が存在しない場合には当該移動後項（以下この条において「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式を削り、同表の改正後の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び別記様式の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示、追加項及び別記様式の表示を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄中太線で囲まれた部分（以下この条において「改正後表」という。）に対応する次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下この条において「改正表」という。）が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には当該改正後表を加える。

	改 正 後	改 正 前
	(入居の申込み)	(入居の申込み)
第3条 (略)		第3条 (略)
2 (略)		2 (略)
3 <u>前項の規定にかかわらず、知事が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第9条第2項の規定に基づく条例の規定により前項各号に掲げる書類と同一の内容を含む特定個人情報（番号利用法第2条第8項に規定する特定個人情報という。以下同じ。）を利用することができるとき、又は番号利用法第22条第1項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、当該内容が記載された書類の添付を省略することができる。この場合において、前項第3号に掲げる書類の添付を省略するときは、別記第4号様式による同意書を添付しなければならない。</u>		
4 (略)		3 (略)
(同居の承認)		(同居の承認)
第12条 (略)		第12条 (略)
2 <u>前項の規定にかかわらず、知事が番号利用法第9条第2項の規定に基づく条</u>		

例の規定により前項各号に掲げる書類と同一の内容を含む特定個人情報を利用することができる。又は番号利用法第22条第1項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができる。当該内容が記載された書類の添付を省略することができる。この場合において、前項第2号に掲げる書類の添付を省略するときは、別記第4号様式による同意書を添付しなければならない。

3 知事は、第1項の承認をする場合は、当該入居者に対し、その旨を通知するものとする。

(入居の承継)

第14条 条例第14条の規定による入居の承継の承認を受けようとする者は、別記第18号様式による県営住宅入居（駐車場使用）承継承認申請書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

2 前項の規定にかかわらず、知事が番号利用法第9条第2項の規定に基づく条例の規定により前項各号に掲げる書類と同一の内容を含む特定個人情報を利用することができる。又は番号利用法第22条第1項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができる。当該内容が記載された書類の添付を省略することができる。この場合において、前項第3号に掲げる書類の添付を省略するときは、別記第4号様式による同意書を添付しなければならない。

3 知事は、第1項の承認をする場合は、申請者に対し、承認書を交付するものとする。

4 第1項の承認を受けた者は、条例第12条第1項第1号に規定する請け書を知事に提出しなければならない。

(収入の申告等)

第16条 条例第16条第1項の規定による収入の申告は、知事が別に定める日までに、別記第21号様式による県営住宅入居者収入申告書に、次に掲げる書類を添えて行わなければならない。ただし、知事が番号利用法第9条第2項の規定に基づく条例の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報を利用することができる。又は番号利用法第22条第1項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができる。当該内容が記

2 知事は、前項の承認をする場合は、当該入居者に対し、その旨を通知するものとする。

(入居の承継)

第14条 条例第14条の規定による入居の承継を受けようとする者は、別記第18号様式による県営住宅入居（駐車場使用）承継承認申請書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

2 知事は、前項の承認をする場合は、申請者に対し、承認書を交付するものとする。

3 前項の承認を受けた者は、条例第12条第1項第1号に規定する請け書を知事に提出しなければならない。

(収入の申告等)

第16条 条例第16条第1項の規定による収入の申告は、知事が別に定める日までに、別記第21号様式による県営住宅入居者収入申告書に、次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

載された書類の添付を省略することができる。

(1)・(2) (略)

(使用の申込み)

第29条 条例第54条第1項の駐車場の使用の申込みは、別記第40号様式による県営住宅駐車場使用申込書に次に掲げる書類を添えて行わなければならない。ただし、知事が番号利用法第9条第2項の規定に基づき条例の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報を利用することができるとき、又は番号利用法第22条第1項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、当該内容が記載された書類の添付を省略することができる。

(1)～(4) (略)

(準用)

第39条 第9条、第14条、第20条、第21条及び第24条の規定は、駐車場の使用について準用する。この場合において、第9条、第14条第1項及び第21条第2項中「入居者」とあるのは「駐車場使用者」と、第9条第1項及び第14条第4項中「第12条第1項第1号」とあるのは「第55条第1項」と、第9条第2項中「住民票の写し及び収入額を証する書類」とあるのは「及び住民票の写し」と、第14条第1項中「第14条」とあるのは「第59条において準用する第14条」と、第14条第1項第3号中「申請者に係る知事が指定する期間に係る収入額を証する書類」とあるのは「当該駐車場に駐車する自動車の自動車検査証の写し及び申請者の運転免許証の写し」と読み替えるものとする。

(事務処理の特例)

第41条 条例第62条第64号の規則で定める事務は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(4) (略)

(5) 第14条第4項 (第28条及び第39条において準用する場合を含む。)に規定する請け書の受理
(6)～(11) (略)

(管理の特例)

第42条 条例第63条第1項の規定により新潟県住宅供給公社に県営住宅及び共同

(1)・(2) (略)

(使用の申込み)

第29条 条例第54条第1項の駐車場の使用の申込みは、別記第40号様式による県営住宅駐車場使用申込書に次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

(1)～(4) (略)

(準用)

第39条 第9条、第14条、第20条、第21条及び第24条の規定は、駐車場の使用について準用する。この場合において、第9条、第14条第1項及び第21条第2項中「入居者」とあるのは「駐車場使用者」と、第9条第1項及び第14条第3項中「第12条第1項第1号」とあるのは「第55条第1項」と、第9条第2項中「住民票の写し及び収入額を証する書類」とあるのは「及び住民票の写し」と、第14条第1項中「第14条」とあるのは「第59条において準用する第14条」と、第14条第1項第3号中「申請者に係る知事が指定する期間に係る収入額を証する書類」とあるのは「当該駐車場に駐車する自動車の自動車検査証の写し及び申請者の運転免許証の写し」と読み替えるものとする。

(事務処理の特例)

第41条 条例第62条第64号の規則で定める事務は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(4) (略)

(5) 第14条第3項 (第28条及び第39条において準用する場合を含む。)に規定する請け書の受理
(6)～(11) (略)

(管理の特例)

第42条 条例第63条第1項の規定により新潟県住宅供給公社に県営住宅及び共同

施設の管理を行わせる場合（以下「新潟県住宅供給公社による管理の場合」という。）における第1条の15第3項及び第4項、第2条第2項、第3条第1項から第3項まで、第6条第7号、第7条第5項、第9条第1項、第3項及び第4項、第10条、第11条第2項、第12条から第14条まで、第16条ただし書、第19条、第21条、第22条、第29条、第32条第2項、第34条、第37条並びに第39条の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「新潟県住宅供給公社理事長」とする。

2 新潟県住宅供給公社による管理の場合における別記第1号様式、別記第2号様式、別記第4号様式、別記第6号様式から別記第8号様式まで、別記第10号様式、別記第11号様式、別記第14号様式、別記第15号様式、別記第17号様式、別記第18号様式、別記第28号様式、別記第30号様式、別記第32号様式、別記第38号様式、別記第40号様式、別記第42号様式及び別記第43号様式の規定の適用については、これらの規定中「新潟県知事」とあるのは、「新潟県住宅供給公社理事長」とする。

3 (略)

別記

第1号様式（第3条関係）

県営住宅入居申込書

(略)

続柄		ふりがな氏名	生年月日(年齢)	職業	勤務所在地	年間所得額(円)	控除名(控除額円)
本人			・ (歳)				()
	個人番号						
同居			・ (歳)				()
	個人番号						

施設の管理を行わせる場合（以下「新潟県住宅供給公社による管理の場合」という。）における第1条の15第3項及び第4項、第2条第2項、第3条第1項及び第2項、第6条第7号、第7条第5項、第9条第1項、第3項及び第4項、第10条、第11条第2項、第12条から第14条まで、第19条、第21条、第22条、第29条第4号、第32条第2項、第34条、第37条並びに第39条の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「新潟県住宅供給公社理事長」とする。

2 新潟県住宅供給公社による管理の場合における別記第1号様式、別記第2号様式、別記第6号様式から別記第8号様式まで、別記第10号様式、別記第11号様式、別記第14号様式、別記第15号様式、別記第17号様式、別記第18号様式、別記第28号様式、別記第30号様式、別記第32号様式、別記第38号様式、別記第40号様式、別記第42号様式及び別記第43号様式の規定の適用については、これらの規定中「新潟県知事」とあるのは、「新潟県住宅供給公社理事長」とする。

3 (略)

別記

第1号様式（第3条関係）

県営住宅入居申込書

(略)

続柄		ふりがな氏名	生年月日(年齢)	職業	勤務所在地	年間所得額(円)	控除名(控除額円)
本人			・ (歳)				()
	同居親族又は		・ (歳)				()
			・ (歳)				()
			・ (歳)				()

居し よう とす 親 族 又 は 親 族 は 族	個人 番号	・ (歳)	住所	()
同扶 養 居 親 族 外 等	個人 番号	・ (歳)	住所	()

注 1・2 (略)

3 新潟県営住宅条例施行規則第3条第3項の規定に該当する場合は、添付書類の1、3及び5（添付書類の5にあつては身体障害者若しくは精神障害者であることを証する書類又は生活保護法による被保護者であることを証する書類に限る。）の添付を省略することができる。

(略)

第2号様式 (第3条関係)

県営住宅入居申込書

(略)

続 柄 本 人	ふりがな 氏名	生年月日 (年齢)	職 業	勤 務 先 所 在 地	備 考

同居し ようと する 親 族	個人 番号	・ (歳)	住所	()
同居 外 扶 養 親 族 等	個人 番号	・ (歳)	住所	()

注 1・2 (略)

第2号様式 (第3条関係)

県営住宅入居申込書

(略)

続 柄 本 人	ふりがな 氏名	生年月日 (年齢)	職 業	勤 務 先 所 在 地	備 考

居者	個人番号	生年月日 (年 月 日)	勤務先 所在地	年間所得 額 (円)	控除名 (控除額 円)
同居外扶養親族等		・ (歳)	住所		()
		・ (歳)	住所		()
		・ (歳)	住所		()

(略)

注 1・2 (略)

3. 新潟県営住宅条例施行規則第12条第2項の規定に該当する場合は、添付書類の2及び3 (添付書類の3にあつては身体障害者又は精神障害者であることを証する書類に限る。)の添付を省略することができる。

添付書類

1・2 (略)

3. 条例第6条第1項第2号アに該当する場合は、その事実を証する書類

4 (略)

第18号様式 (第14条関係)

県営住宅入居 (駐車場使用) 承継承認申請書

(略)

続柄	ふりがな 氏名	生年月日 (年 月 日)	勤務先 所在地	年間所得 額 (円)	控除名 (控除額 円)
新入居者 (駐車場 使用者)		・ (歳)			()
同居	個人番号				
		・ (歳)			()

居者	生年月日 (年 月 日)	勤務先 所在地	年間所得 額 (円)	控除名 (控除額 円)
同居外扶養親族等	・ (歳)	住所		()
	・ (歳)	住所		()
	・ (歳)	住所		()

(略)

注 1・2 (略)

添付書類

1・2 (略)

3 (略)

第18号様式 (第14条関係)

県営住宅入居 (駐車場使用) 承継承認申請書

(略)

続柄	ふりがな 氏名	生年月日 (年 月 日)	勤務先 所在地	年間所得 額 (円)	控除名 (控除額 円)
新入居者 (駐車場 使用者)		・ (歳)			()
同居		・ (歳)			()
		・ (歳)			()

第4号様式（第3条、第12条、第14条関係）

同意書

年 月 日

新潟県知事 様

下記の者は、新潟県営住宅条例第9条第1項、第13条第1項又は第14条第1項の規定に基づく事務手続を処理するために限って 年度の地方税関係情報について取得することに同意します。

なお、本書の複写は無効であり、本書の提出の際の事務処理に限って同意することを申し添えます。

同意者	申請者との続柄	
	ふりがな	
	氏名	
	住所	
同意者	申請者との続柄	
	ふりがな	
	氏名	
	住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ
同意者	申請者との続柄	
	ふりがな	
	氏名	
	住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ
同意者	申請者との続柄	
	ふりがな	
	氏名	
	住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ
同意者	申請者との続柄	
	ふりがな	
	氏名	
	住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ

- 注 1 同意者ごとに自ら署名を行うこと。
 2 代理人が同意書に署名する場合は、本人からの委任状を添付すること。
 3 申請者と同居している者は、「申請者と同じ」欄の□にレ印を記入することにより「住所」欄の記入を省略することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。